

申請内容の変更について

- ・当初申請した内容に変更がある場合、変更届と各種変更内容に基づく書類を2部ずつ出していただきます。(別紙様式参照)
- ・変更届・各種様式は環境課窓口にて受取り、記載・押印の後に環境課窓口へ直接提出してください。(郵送・電子データ等不可)
- ・変更届等の申請書を提出後、変更内容に不備がなければ1部環境課の受領印を押印し返却します。
- ・申請手数料はありません。

①車両の変更(増減)があった場合

一般廃棄物収集運搬業変更届、運搬車両等写真貼付欄(写真付)、車検証、営業に使用する保有車両を用意して環境課へ提出 4種類提出

②人員の変更(増減)または役職者の変更があった場合

一般廃棄物収集運搬業変更届、従業員名簿、役職者の変更にあつては登記事項証明書、個人の場合は住民票を用意して環境課へ提出(人員の増減の場合は増える人のみの住民票が必要)

3種類提出

③収集しようとする事業所の増減があった場合

一般廃棄物収集運搬業変更届、事業計画書、収集しようとする事業所等との契約書の写し又はそれに類する書類を用意して環境課へ提出 3種類提出

④事業所在地の変更

一般廃棄物収集運搬業変更届、新事業所の見取り図(地図添付)、新事業所の写真図(写真付)、新事業所の登記事項証明書を用意して環境課へ提出 4種類提出

⑤事務所名の変更があった場合

一般廃棄物収集運搬業変更届、登記事項証明書(個人の場合は住民票)を用意して環境課へ提出 2種類提出

※太字は規定書式を利用すること